

[件名]オオタカの国内希少野生動植物種(種の保存法)からの指定解除の検討に関する意見

[宛先]環境省自然環境局野生生物課

[氏名]公益財団法人 日本野鳥の会 理事長 佐藤仁(担当自然保護室 葉山政治)

[郵便番号・住所]141-0031 東京都品川区西五反田3-9-23

[電話番号]03-5436-2633

[FAX番号]03-5436-2635

[意見]

1 意見の要約

指定解除した場合に、レッドリストの準絶滅危惧種からランクアップし、再び絶滅のおそれのある種になることを防ぐ対策を事前に講じるべきであり、これができない場合は指定解除を見送るべきである。また、環境影響評価の制度の中で、生態系評価の指標としての位置づけを行うべき。

2 意見及び理由

- ・指定解除により、再び絶滅のおそれのある種にならないことを示すべきである。

理由：オオタカの現在のレッドリストのランクである準絶滅危惧は、「現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては絶滅危惧として上位カテゴリーに移行する要素を有するもの。」とされている。ルリカケスの場合は、絶滅危惧Ⅱ類からランク外になって解除が行われました。オオタカの指定解除もレッドリストのランク外になった時点での解除について検討すべきである。そうでない場合は、指定解除後の生息地破壊や密猟等により再びランクアップする可能性が低いことを示すべきである。

- ・鳥獣保護法の改正により違法捕獲や違法飼養を抑制する対策を事前に行うべきである。

理由：オオタカが絶滅のおそれのある状態になった原因は、主な生息地である平地林の開発と密猟によるものである。現在の鳥獣保護法（鳥獣の保護と狩猟の適正化に関する法律）では、密猟に対する罰則が1年以下の懲役または100万円以下の罰金となっており抑止効果としては不十分である。また、種の保存法では、生きた個体だけでなく「はく製」などもその譲渡が禁止されているが、鳥獣保護法では、違法に捕獲されたことが証明されないとはく製の譲渡を禁止することができない。生きた個体の輸入に関しても、輸出証明を発行する制度のない国からの輸入には、適正に輸入されたことを証明する標識が必要ないという規定のため、外国産と偽って密猟された個体が違法飼育されている。オオタカの指定解除にあたっては、鳥獣保護法の改正が必要であると考える。

- ・環境影響評価に際して、生態系の指標等、十分に評価される措置を講じるべきである。

理由：オオタカの生息地である里地里山などの平地林の開発に際して、オオタカは着目種として配慮されてきており、環境省でも「猛禽類保護の進め方」を作成している。これ

は、種の保存法に、国内希少種の生息地の所有者、占有者は責務としてその種の保存に留意しなければならないとの規定があるためである。種の保存法から指定解除されると、開発事業者がオオタカの生息について、配慮しなければならない根拠がなくなることとなる。環境影響評価の中でオオタカの生息が確認され、計画の変更や保全策がとられた事例は多数あり、そのことがその地域の自然環境保全に大きく寄与してきたといえる。指定の解除の際には「猛禽類保護進め方」を環境影響評価の制度の中で位置づけを明確にすると共に、生態系の指標としての猛禽類の扱いを明確にすべきである。

- ・地域の生息状況に応じた保護対策を促進すべき

理由：現在、都道府県版レッドリストでは 34 都道府県で絶滅の恐れ有りとされている。

(<http://www.jpnrdb.com/search.php?mode=map&q=02070010106>)。一方で、都道府県条例による希少野生動植物保護でオオタカを対象としているのは京都府のみとされている。(我が国の絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する点検会議資料)。国による指定があることから、あえて都道府県での指定が行われていない可能性が考えられる。オオタカの個体数が回復したことが指定解除の理由とされているが、中四国、九州では、繁殖数も依然として少ない状況にあることから、必要に応じて、都道府県条例の指定による指定を促進すべきである。

以上